

## 高齢者の介護・医療の負担引き上げ見直しを求める意見書

厚労省は社会保障審議会介護保険部会に、介護保険の自己負担分3割を導入する案を示した。介護保険制度が始まって以来1割だった利用料が、2割に上がったばかりで、更なる値上げとなる。2割に上がった利用者のなかには、利用料を払えずせつかく入居した特別養護老人ホームを出なければならないという人も発生している。対象は「現役並み所得」（単身世帯で年金収入380万円以上）としているが、すでに医療費が3割負担になっている世帯であり、いったん利用すれば生涯続く介護サービス利用料の自己負担分の値上げは、対象となる高齢者や家族の暮らしを壊しかねない。

次いで厚労省は、社会保障審議会医療保険部会に2017年度からの見直し方針を提案した。高額療養費制度の70歳以上の外来の自己負担額の上限特例を一般所得者で4万4400円から5万7600円に、年収約370万円以上は最大25万2600円に引き上げるものとなっている。

また、後期高齢者医療保険制度の保険料軽減措置の段階的廃止も提案され、保険料が2倍から10倍に負担が増えることになる。そのほか、入院患者が負担する療養病床の居住費の値上げなど、高齢者を狙い撃ちにした見直し案であり、高齢者の貧困化に拍車をかけるものである。

そもそも高額療養費の限度額を設けたのは、高齢者の医療費を大幅に引き上げ、1割負担を導入した2002年に、「高齢者は若年層に比べて受診頻度が高い」ことに配慮して作られた制度である。また、後期高齢者医療保険料軽減措置も導入時の国民の批判の声に「高齢者の立場できめ細やかな対応が必要」として導入したものである。それ以後、高齢者の暮らしは楽になるどころか、悪化しているのが現実である。現在でも経済的理由で必要な診療も受けない高齢者が少なくないのに、更に受診を抑制することになる。

この見直しの根本には、8千億から1兆円といわれる社会保障費の自然増分を5千億円に抑えることに固執していることがある。

福祉を削り、国民に負担増ばかり強いる政治は老後の不安をあおり、ますます消費を冷え込ませ、日本経済の健全な成長にも大きなマイナスとなる。

よって、町田市議会は、国に対し、高齢者介護・医療の負担引き上げ見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。